

民法は、わたしたちの日常的な社会生活を支えるルールの根っこにあたる規範です。民法の講義等では、「所有」・「契約」といったなじみ深い言葉が繰り返し登場する一方、たとえば「権利能力」・「法律行為」など、外国語のような響きをもつ目新しい言葉にも出会います。

「総則編」には、とりわけ抽象度の高い法律用語が散りばめられた、いかにも難しそうな条文が並んでいます。抽象度の高い規範が集められているのは、社会がどう変化しようとも、できるだけ多くの社会関係に幅広く適用できるようにしておくためです。そのため、民法総則を学ぶにあたっては、何はさておき、こうした抽象的な概念に少しずつ慣れてゆく必要があります。また、「人」・「法人」・「代理」・「時効」のように、日常用語でよく使う言葉についても、法律用語としてもつ特別な意味を厳密に見定める習慣をつけることも重要です。

本書は、民法を学びはじめたばかりの読者に、民法総則に関して最も重要な基礎知識を修得できているかどうかを自分でチェックしてもらうための演習書です。法学においても、外国語の修得と同様に、インプットとアウトプットをバランスよく組み合わせ、段階をふみながら進めてゆくのが効果的です。そこで、インプットを中心とする Step 1 から、インプットとアウトプットの接合をはかる Step 2 を経て、アウトプットを中心とした Step 3 へと至る 3 段階ドリル形式で構成することにしました。さらに進んだ学習のための道しるべとして、Jump を各項目の末尾に加え、本格的な体系書・参考書・判例集などにも手を広げた、より深い民法の学習への橋渡し役もできれば……と少々欲張りなことも考えています。

Step 1 では、条文や判例で用いられる重要な基本概念を選りすぐり、抽象的な法律用語を正確に理解してもらうための説明を中心としています。あちらこちらに穴埋め問題が出てきます。また、必要に応じて、理解を助けるための簡単な図表も挿し入れました。

Step 2 では、それぞれの条文が適用される典型的な事例のイメージを抱いてもらうためのごくごく短い論述問題を用意しました。抽象的な規範の内容を具体例に即して説明できるようになれば、机上で学んだ知識が実践で使える知識として定着したといえます。

Step 3 では、期末試験や各種資格試験の論述問題に解答する場面を想定しています。論述問題では、どのような順序・形式にしたがいが、どのような内容を盛り込むべきか、法律文書の基本型を示し、答案の書き方を向上させるためのワンポイント・アドバイスを付しています。

このように、本書は、六法と教科書等を手に、大学等で講義を聴いたり、自習をしたり、民法総則を学びはじめて間もない人たちが、各種試験の前に学んだ内容を総復習する際に有用な副読本として使われることを主に想定しています。とはいうものの、通学途中の車内で、あるいは寝そべりながら、本書一冊をざっと読むだけでも十分に内容を理解できるよう、さまざまな工夫を凝らしているのです。民法全体をひととおり学習した人が手っ取り早く民法総則の全体像を総復習したいという場面でも活用していただければとも考えています。

本書の刊行にあたっては、有斐閣法律編集局の三宅亜紗美さんに数年前にさかのぼる企画段階から、万事にわたりきめ細やかなサポートをいただきました。並々ならぬご尽力に心より感謝申し上げます。

2023年10月

著者一同

Authors
著者紹介



野々上 敬介
龍谷大学准教授

溝渕 将章
上智大学准教授

石田 剛
一橋大学教授

吉永 一行
東北大学教授

● 読者のみなさんへのメッセージ／執筆担当

民法は、とっつきやすそうで、手ごわい存在です。複雑怪奇な人の社会に対する好奇心をバネにして、ローマ以来 2000 年を超えて命脈を保つ壮大な構築物の迷路を楽しんできたものの、その全貌を把握しえないまま土に還る運命にある自分は、樹齢数百年に及ぶ巨木の樹液をありがたく頂戴する一匹のカブトムシと似ています。

執筆担当：II Approach・2, V, Column 3

石田 剛

山登りで^{たと}喻えるなら、民法の勉強は、「登りはじめは険しいし、登るにつれてもっと険しくなる。でも、3分の1くらいまで行くと、険しさはあまり変わらないものの、綺麗な景色が見えてくる」といったところでしょうか。皆さんが「3分の1」あたりまでたどり着くお手伝いができれば、と思って本書を書きました。

執筆担当：II 1, VII, Column 4

溝渕将章

この本の作成にあたって、私自身が大学に入学して民法を学びはじめた頃のことを思い返し、その頃の記憶をたどりながら執筆に取り組みました。この本が、民法を学ぶ足がかりや、学んだ知識の確認など、いろいろな形で民法の学習のために少しでも資するところがあれば幸いです。

執筆担当：Introduction, I, IV, Column 1

野々上敬介

穴埋め問題は、穴を埋めることができるようになれば終わりではありません。答え（本書では Part 2）を見て、穴の前後に何が書いてあったか（定義、具体例、根拠など）を思い出せるかも確認することが必要です。漢字ドリルに、漢字→読みと、読み→漢字の両方向の問題があるのと同じです。

執筆担当：III, VI, Column 2

吉永一行

Part 1
—————
チェックノート
p. 1

Part 2
—————
解説と解答・解答例
p. 105

	Part 1	Part 2
◇ Introduction —————	2	106
① 通則 —————	7	106
② 人 —————	11	107
1 権利能力	12	107
2 意思能力・行為能力	17	108
③ 法人 —————	23	112
④ 法律行為 —————	29	114
1 法律行為・意思表示総論	30	114
2 意思表示の成立と解釈	34	116
3 公序良俗，強行規定	38	119
4 無効と取消し	42	120

⑤ 意思表示	47	124
1 心裡留保・虚偽表示	48	124
2 94条2項類推適用	52	127
3 錯誤	57	129
4 詐欺・強迫	62	131
⑥ 代理	67	135
1 代理総論・有権代理	68	135
2 代理権の制限・代理権の濫用	73	137
3 無権代理	78	139
4 表見代理	82	141
⑦ 時効	87	145
1 消滅時効	88	145
2 取得時効	92	147
3 時効の援用・時効利益の放棄	96	149
4 時効の完成猶予事由・更新事由	100	151

Column

1 判例	10
2 物	22
3 第三者・承継人	66
4 条件・期限	86

本書の使い方

この本は、学習上おさえておきたい重要な知識をチェックし身につけていくための Part 1 と、Part 1 の内容についての解説と解答・解答例をまとめた Part 2 の2つで構成されています。まず Part 1 で、説明を読み、問題に取り組んでみてください。

Part 1 は、各テーマの中で、Step 1～3 の順となっており、Part 2 もこれに対応しています (Step 1 だけのテーマもあります)。Part 1 では、さらに先へ進むための Jump も続いています。基礎から少し発展的な内容まで、1つずつチェックしながら前に進んでいきましょう。

Step 1 ▶ 基本の説明をチェックしていくステップです。特に大切な用語や概念で、穴埋め形式となっているものがあります。条文もきちんと読みながら内容をおさえていきましょう。

Step 2 ▶ 短い事例などを読んで問いに答えるステップです。あるルールが具体的な場面ではどのように適用されるのか、事例に即してチェックしていきましょう。

Step 3 ▶ このステップでは、少し長めの事例問題にチャレンジしましょう。「解答へのみちすじ」が、手助けとなります。また、Part 2 に、解説だけでなく解答例も掲載しています (なお解答例は丸暗記するものではありません)。取り上げられている内容を理解するとともに、欄の右側に示してある「問題の提示」などのマークや注記にも注目しながら、どのように答案を書いていけばよいか (構成のしかたや型) を学びとってください。

Jump ▶ さらに発展的な問題を示しています。Jump には、Part 2 での解説・解答例は付していません。「⇒」の先の判例などを調べ、さらに深い学習へ進んでみてください。

本書で用いている略語など

条文番号のみを引用しているものは、民法の条文です。

その他の法令については、条文番号の前に法令名を示しています (引用が続く場合、略称表記とした箇所があります)。

判決文・条文を「 」で引用している場合、原則として原典どおりの表記としていますが、ふりがななどを補ったものがあります。

引用の「 」内の〔 〕表記は、著者による注であることを表します。

判例の表記については以下のとおりです。

例：最大判昭和 41・4・20 民集 20 卷 4 号 702 頁

● 裁判所

大判 ————— 大審院判決

最(大)判 — 最高裁判所(大法廷)判決

高判 ————— 高等裁判所判決

● 判例集

民録 — 大審院民事判決録

民集 — 大審院、最高裁判所民事判例集

判時 — 判例時報

『民法①総則 判例 30!』の引用は「判例 30①-1」、『民法判例百選 I [第 9 版]』の引用は「百選 I -1」(第 9 版以外は「百選」の後に版を表記)のように、項目番号を示しています(いずれも有斐閣刊)。

Part

1

チェックノート

II

人



Approach

□ 1 権利能力

私法上の権利・義務の主体となるための資格を権利能力という。人は出生と同時に誰でも平等に権利能力を享受する。そのため、権利能力平等の原則は、私法上の基本原則の1つとして説明されている。こうした権利能力の始期と終期きょうじよに関して民法がどのような定めを置いているか、確認しよう。

□ 2 意思能力・行為能力

意思能力とは、行為の法的効果を認識・判断することができる知的能力とされる。行為能力とは、人が単独で確定的に有効な法律行為を行うための資格をいう。行為能力を制約された人は、制限行為能力者というかたちでいくつかのグループに分けられ、保護の必要性に応じて財産管理を支援するための保護者が付されている。意思能力および行為能力に関して民法がどのような定めを置いているか、基本的な事柄を確認しよう。

1 権利能力

Step

1

● 基本の説明を理解しよう

⇒ 答えは p. 107

▶ 権利能力とは

民法には、財産や家族関係に関わる多種多様な権利、および義務が定められている。これらの権利や義務を有することができる資格のことを、^(①)) という。^(①)) をもたない存在、たとえば人間以外の動物は、権利や義務を有することが絶対にできない。民法上、^(①)) をもつとされているのは、自然人、つまりわれわれ生身の人間（民法第1編総則第2章の定める「人」）、および法人（民法第1編総則第3章）の2つである（IIでは自然人のみを扱う。法人については→24頁 III）。なお、民法には、^(①)) のほかにも、意思能力や行為能力など、さまざまな「能力」が登場する。これらは、等しく「能力」という言葉で表現されているものの、その意味するところはそれぞれ大きく異なるので、混同しないように注意が必要である（意思能力・行為能力については→17頁 II2）。

▶ 権利能力の始期および終期

3条① 私権の享有は、出生に始まる。

② 外国人は、法令又は条約の規定により禁止される場合を除き、私権を享有する。

自然人は、いつ権利能力をもつようになるのか。3条1項は、「私権の享有は、出生に始まる」と定める。ここでいう「私権」とは、民法や商法など私法に登場する、財産や身分に関わる権利のことである。この私権を有すること（「享有」^{きょうゆう}）ができる要件として、条文では、「出生」の事実のみが挙げられている。つまり、この条文は、自然人であれば、誰もが権利能力を有すること、そして、各自の有する権利能力の範囲や内容に差異がないことを意味する。このことを、権利能力平等の原則という。ただし、外国人は、法令または条約の定めにより、ある種の権利を有することができない場合がある（3条2項）（たとえば、「特許法」という法律があるので、その25条をみてみよう）。

他方で、自然人は、死亡すること（のみ）によって権利能力を失う。このことは、直接に規定する条文はないものの、そのように考えられている。自然人が死亡すると相続が生じ、その者の権利・義務の一切が相続人へと移転する（896条本文）。このことは、自然人が死亡により権利能力を失う（権利・義務の主体ではいられなくなる）ことを、間接的に示している。

check ✓

- ^(①)) : 権利を有し、義務を負うことのできる資格のこと

→自然人は、(②) によって、(①) を取得する。
 自然人は、(③) によって、(①) を喪失する。

▶ 権利能力の始期に関する特別なルール

886条① 胎児は、相続については、既に生まれたものとみなす。

② 前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは、適用しない。

出生により権利能力をもつようになるということ(3条1項)は、反対に、出生の前には権利能力がないことを意味する。したがって、母体内の胎児は、権利能力を有しない。

他方で、この原則をいかなる場面でも貫くと、胎児(というより、出生後の自然人)にとって不当な結果になることがある。たとえば、A女が、B男との子Cを妊娠していたところ、Bが死亡したとする。このとき、Bの死亡後に出生したCは、Bの相続人になるだろうか。相続人になるためには、被相続人(死亡した人のこと)の死亡時点で、権利能力をもつ自然人としてこの世にいたことが必要である。そうすると、Bの死亡時まだ胎児だったCは相続人になれず、たとえその後生まれてきても、Bの遺産を取得できなさそうである。

しかし、これでは、出生後のCは、出生の時点がB死亡の前だったか後だったかという、自らにはどうすることもできない偶然の事情によって、遺産を取得できるか否かを左右されてしまう。このような不当な結果が生じないように、民法は、相続との関係では胎児はすでに生まれたものとみなすという規定を置いている(886条1項)。この規定により、出生後のCがBの遺産を相続できるかを考えるにあたって、Cは、Bの死亡時すでに生まれていた、つまり権利能力を有する自然人としてこの世にいたのと同じ扱いを受ける。この制度のことを、「出生擬制」と呼び、これにより、CはBの相続人となることができる。ただし、もしCが死産だった場合は、このような取扱いをする必要はないので、原則に戻ってCは権利能力を有していなかったこととし、相続人にならない(同条2項)。

出生擬制の規定は、不法行為および遺贈との関係でも存在する(721条・965条。不法行為および遺贈については→114頁 IV1のStep2の解説)。

▶ 権利能力の終期に関する特別なルール

30条① 不在者の生死が7年間明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人の請求により、失踪の宣告をすることができる。

② 戦地に臨んだ者、沈没した船舶の中に在った者その他死亡の原因となるべき危難に遭遇した者の生死が、それぞれ、戦争が止んだ後、船舶が沈没した後又はその他の危難が去った後1年間明らかでないときも、前項と同様とする。

31条 前条第1項の規定により失踪の宣告を受けた者は同項の期間が満了した時に、同条第2項の規定により失踪の宣告を受けた者はその危難が去った時に、死亡したものとみなす。

(1) 権利能力の終期との関係でも特別な配慮を要する場面がある。上記のように、自然人が権利能力を喪失する原因は、自らの死亡だけである。しかし、たとえば、Aが行方不明に

なり、生死不明の状態が長期間続いたとする。このような場合には、Aの死亡を確認できなくても、法律上Aが死亡したのと同じに扱って、Aのそれまでの法律関係を処理する制度が必要である。生死のわからない者の財産や身分関係を長期間そのままにしておくことは、Aの家族など、残された者に不利益となりうるからである。そこで、民法は、家庭裁判所の「失踪宣告」により長期の不在者を死亡したものとみなす制度を定めている。

(2) 失踪宣告は、人を死亡したものと扱う重大な効果を生じさせる制度であるため、法律が定める要件のもとでのみ行われる。30条によれば、失踪宣告は、①不在者の生死が不明であり、②この生死不明の状態が一定の期間（失踪期間）続いた場合において、③利害関係人の請求があったとき、家庭裁判所がこれを行う。さらに、④家庭裁判所は失踪宣告をする前に、一定の事項を公告することが必要である（家事事件手続法148条3項）。

②の失踪期間はどれくらいか。第1に、普通の場合は、不在者の生存が最後に確認された時から、7年間である（30条1項）。他方で、不在者が死亡の原因となるような危難に遭遇したために生死不明になっている場合は、本当に死亡している可能性が高いので、7年もの長期間待たせるべきではない。そこで、第2に、「戦地に臨んだ者」のように、死亡原因になるような危難に遭遇した者については、危難が去った時から1年間生死不明の状態が継続すれば、失踪宣告が可能である（同条2項）。第1のほうを「普通失踪」と呼ぶのに対して、第2のほうを「特別失踪」と呼ぶ。

(3) 失踪宣告により、失踪者が失踪前の生活地で築いた財産や身分関係は、同人が死亡した場合と同一の扱いを受ける（失踪者が残した財産は相続により相続人に移転する。このほか、失踪者に配偶者がいる場合、失踪者死亡の扱いにより婚姻が解消されるので、配偶者は再婚が可能になる）。ただし、失踪宣告は、失踪者が、失踪前の生活地で築いていた法律関係を清算するためのものであり、失踪者が他所で生存していた場合に、失踪者から権利能力そのものを^{はくたつ}剥奪する制度ではない。

失踪者が、いつ死亡したとみなされるかは、普通失踪と特別失踪とで異なっている。普通失踪の場合は、失踪期間（7年間）の満了時に死亡したものとみなされる（失踪直後に死亡したというのは不自然だから）。特別失踪の場合は、危難が去った時に死亡したものとみなされる（危難が去った後にも生存していたというのは不自然だから）（31条）。

check ✓

- 普通失踪：最後に生存が確認された後、7年間の生死不明
 - 利害関係人の請求
 - 家庭裁判所の失踪宣告
 - ⇒失踪者は(④))時に死亡したとみなされる。

- 特別失踪：危難が去った後、1年間の生死不明
 - 利害関係人の請求
 - 家庭裁判所の失踪宣告
 - ⇒失踪者は(⑤))時に死亡したとみなされる。

- 1 A 男と B 女は夫婦であり、B は、A の子 C を妊娠している。B の妊娠中に A は、D の飲酒運転の自動車にはねられて即死した。この場合において、C は、出生後、711 条に基づく慰謝料の支払を D に請求することはできるか。
- 2 A は、2020 年 10 月 1 日に自宅を出たきり行方不明になったが、事件や事故に巻き込まれたとの連絡はきていない。2030 年になって、A の子である B は、A が残した財産を相続により取得したいと考えるようになった。B は、法律上どのようにすればよいか。

● 設問 ●

A は 2020 年 5 月に、乗っていたクルーズ船が太平洋上で沈没し、行方不明になった。2022 年になって家庭裁判所は、A の子で、A の唯一の親族である B の請求により、A の失踪宣告を行った。実は A は、クルーズ船の沈没時、たまたま近くを航行していた近隣国の漁船に救助されており、そのまま療養のためにその国に滞在していた。A は、2023 年に B のもとへ帰来した。ところが、失踪前に A が所有していた土地と建物（以下「甲」という）について、失踪宣告の後、B とその友人 C が、A が本当は生存している事実を知らないまま、C を買主とする売買契約を締結していた。帰来後、甲がすでに売却されてしまったことを知った A は、甲を C から取り戻すことができるだろうか。

▽ 解答へのみちすじ ▽

- ・代金を得て所有権などの財産権を他人に移転させる約束のことを、売買契約という。そして、「売られた物」を取り戻すということは、法的には、「売買契約により移転した物の所有権」を取り戻すということを意味する。
- ・本問で、C が甲の所有権を取得したのは、B と売買契約をし、かつ、その当時において B が甲の所有権を有していたからである（人は、自分が有してもいない所有権を他人に移転させることはできない。このことを「無権利の法理」と呼ぶ。この法理については→52 頁 V2）。そして、B が甲の所有権を有していたのは、失踪宣告に基づく相続により所有権を A から承継していたからである。逆にいえば、もし失踪宣告をなかつたことにできれば、その所有権がはじめから A のところから動かなかつたことにでき、C の所有権取得を否定することができる。
- ・本問では、A が以上のように失踪宣告の効果を覆す手段がないかを、検討してみよう。
- ・他方で、B や C のように、失踪宣告の後、失踪宣告の効果を前提にして取引をした者の利益にも配慮が必要である。本問の検討にあたっては、この点にも注意しよう。

- ④ Step 3 の設問で、失踪宣告の後、外国にいる A から B のもとへ「無事だから心配しないでくれ」と連絡がきていたとする。この連絡があった後で、B が、A 生存の事実を知らない C に甲を売却していたとき、帰来後の A は甲を C から取り戻すことができるだろうか。

⇒ 大判昭和 13・2・7 民集 17 卷 59 頁

Part

2

解説と解答・解答例

II 人

II

人

1 権利能力

● Step 1 ← p. 12

- ① 権利能力 ② 出生 ③ 死亡 ④ 失踪期間が満了した ⑤ 危難が去った

● Step 2 ← p. 15

□1 Cは、出生後、711条に基づいて、慰謝料の支払をDに請求できる。同条に基づく慰謝料請求権を取得するには、Aの死亡時すでに出生していたことが必要である。この点につき、民法は、損害賠償の請求権については、胎児をすでに生まれていたものと擬制している(721条)。出生後のCは、Aの死亡時すでに生まれていたものとみなされるので、被害者の子として加害者Dに対する慰謝料請求権を取得する。

□2 本問でBは、Aの失踪宣告によりその財産を相続することができる。普通失踪の場合、失踪宣告は、不在者が最後に生存を確認されてから7年間生死不明の状態が継続することで、家庭裁判所がこれを行うことができる。本問では、Aが最後にその生存を確認された2020年10月1日から7年以上Aの生死が不明であるため、利害関係人であるBの請求により、家庭裁判所は失踪宣告を行う(30条1項)。失踪宣告によりAは死亡したものとみなされるので(31条)、Bは、Aの財産を相続により取得する。

● Step 3 ← p. 15

I 失踪宣告の取消し

失踪宣告があったものの、失踪者が本当は生存しており、もとの生活地に帰来することもありうる。この場合には、失踪者が、自らの権利を回復するための手段が必要になる。そこで民法は、失踪宣告の取消しの制度を設けている(失踪者が帰来しただけで、失踪宣告の効果が否定されるわけではない点に注意)。すなわち、家庭裁判所は、①失踪者が現に生存すること、または、失踪宣告で死亡したとみなされた時と異なる時に死亡したことの証明があったときで、②失踪者本人または利害関係人から請求があったときは、失踪宣告を取り消さなければならない(32条1項前段)。

家庭裁判所が失踪宣告を取り消すと、はじめから失踪宣告がなかったのと同じ扱われ、失踪宣告に基づく効果(たとえば、相続による財産の移転など)は覆される(32条2項前段)。本問では、Aの失踪宣告が取り消されると、甲の所有権のAからBへの移転は、はじめからなかったことになる。したがって、BがCに甲を売った時点で、Bは甲の所有権を有していなかったことになり、Cも甲の所有権を取得しなかった(所有権ははじめからAのところから動かなかった)という扱いになる。

II 第三者の保護

他方で、失踪宣告の効果を信頼して行為した者の利益にも、配慮が必要である。たとえば本問のBは、失踪宣告により自分が甲の所有権を相続し、その後の売買でこれをCに無事に移転させることができたと考えている。Cも、甲の所有権を有するBと売買契約を交わすことでその所有権を取得でき

たと考えている。失踪宣告の効果が覆ると、このように考えているBやCが、思わぬ不利益を被ることになる。このため、民法は、失踪宣告の取消しは、「失踪の宣告後その取消し前に善意でした行為の効力に影響を及ぼさない」と定めている(32条1項後段)。この条文でいう「行為の効力」とは、たとえば、BとCの契約によって甲の所有権がCに移転したことを指す。また、「善意で」とは、失踪者が本当は生存している事実を知らないで、という意味である。本問では、BとCが、A生存の事実を知らないで(「善意で」)売買契約をしているので、Cへの所有権移転(「行為の効力」)は、失踪宣告取消しの影響を受けない。

解答例

第1 失踪宣告の取消し

本問では、Aが、失踪宣告の取消しによって甲の所有権を回復することができるかが、問題となる。

失踪宣告の取消しは、①失踪者が現に生存すること等の証明があったときで、②失踪者本人または利害関係人から請求があったときに、家庭裁判所がこれを行う(民法32条1項前段)。本問では、失踪者本人であるAは、家庭裁判所に請求することによって、家庭裁判所に失踪宣告を取り消させることができる。

第2 取消しの効果の制限

もっとも、失踪宣告が取り消されても、失踪宣告の後その取消し前に善意でされた行為の効力に影響を受けない(民法32条1項後段)。本問では、BとCは、Aが生存している点につき善意で、甲についての売買契約を締結している。このため、当該契約に基づくCへの所有権移転の効果は、失踪宣告の取消しによって影響を受けない。

以上のことから、本問でAは、失踪宣告の取消しがあっても、甲の所有権をCから回復することはできないと考えられる。

問題の提示

まず、検討すべき課題を示している。

ルールの提示

あてはめ

条文が定める失踪宣告の取消しの要件を提示し、この要件を本問にあてはめればどうなるのかを示している。

ルールの提示

あてはめ

ここでも同様に、第三者保護に関する条文の内容を示したうえで、この条文によれば本問ではどうなるのかを示している。

結論

第1の冒頭で示した検討課題に対する結論を書いて、解答を結んでいる。

2 意思能力・行為能力

● Step 1

← p. 17

- ① 意思能力 ② 行為能力 ③ 法定代理人 ④ 代理権 ⑤ 同意
- ⑥ 取消し ⑦ 追認 ⑧ 権利 ⑨ 義務 ⑩ 後見 ⑪ 保佐 ⑫ 補助
- ⑬ 日常生活

民法チェックノート①総則

2023年12月20日 初版第1刷発行

著者 石田 剛
野々上敬介
溝淵将章
吉永一行

発行者 江草貞治
発行所 株式会社有斐閣
〒101-0051 東京都千代田区神田神保町 2-17
<https://www.yuhikaku.co.jp/>
印刷 大日本法令印刷株式会社
製本 大口製本印刷株式会社

©2023, Takeshi Ishida, Keisuke Nonoue,
Masaaki Mizobuchi, Kazuyuki Yoshinaga.
Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。
定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-23318-8

JCOPY 本書の無断複写(コピー)は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、(一社)出版者著作権管理機構(電話 03-5244-5088, FAX 03-5244-5089, email: info@jcopy.or.jp)の許諾を得てください。